

令和6年4月から改正精神保健福祉法が施行されます。

「精神保健福祉法(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)」は、精神障害者の人権を擁護し、適切に保健・福祉・医療が行われるために定められた法律です。このたび、この法律が一部改正されました。(令和4年12月16日交付、令和6年4月1日施行。一部令和5年4月1日施行。)

主な改正点

- 都道府県や市町村の精神保健相談支援の対象者に、精神障害者のほか「精神保健に課題を抱える者」も対象とした
- 入院者訪問支援事業の創設
- 虐待防止に向けた取り組みの一層の推進
- 医療保護入院制度の見直し

改正のポイント:医療保護入院制度の見直しについて

①本人に対し虐待・DVを行った者を「家族等」から除外(※令和5年4月施行)

医療保護入院は、精神保健指定医が入院治療を必要と判断し、本人の「家族等(配偶者、扶養義務者、後見人・保佐人等)」が入院同意をすることで行われます。今回の改正で、本人へ虐待やDVを行っている者は、精神保健福祉法上の「家族等」から除外されることとなり、医療保護入院の同意や退院請求ができなくなりました。

②入院期間の設定

今まで医療保護入院には入院期間は定められていませんでしたが、今回の改正で入院期間が「6ヶ月以内(入院後6ヶ月経過するまでは3ヶ月以内)」と定められました。やむを得ず入院期間を更新する必要がある場合は、医療機関が要件の確認を行うことが定められました。

③家族等が入院の同意・不同意の意思表示をしない場合の市町村長同意による入院

医療保護入院に同意できる「家族等がない」場合には、本人の居住地の市町村長が医療保護入院の同意をすることができますが、今までは「家族等がいるものの、その家族等が入院の同意・不同意の意思表示をどちらもしない」場合、市町村長同意による入院はできず、本人へ必要な治療が提供されない場合があります。今回の改正により、そのような場合でも市町村長同意による入院が可能となりました。

これらの改正により、精神障害者へのより一層の人権の擁護や、適切な治療、地域生活支援の体制整備が推進されていくこととなります。しかし、令和4年8月に実施された国連障害者権利委員会による障害者権利条約の実施状況に関する審査において、「障害者の強制入院による自由の剥奪を認めるすべての法的規定を廃止すること。」と勧告されており、医療保護入院等の非自発的入院については、制度のあり方や、継続するかどうかも含めて引き続き議論が求められています。

相談のご案内

岡山市こころの健康センターでは、こころの悩みや精神症状への対応について、ご本人やご家族などからの相談を受け付けています。

◆ ご相談されたい場合は、まずお電話ください ◆

【相談専用電話】086-803-1274

時間 9:00~12:00 / 13:00~16:00(土日祝日・年末年始を除く)

◆ 来所相談 ◆

電話相談の内容から、来所相談に来ていただくことが
適当と判断した場合には、来所相談のご案内をいたします。



岡山市こころの健康センターだより

第15号

令和6年3月
発行

岡山市こころの健康センター

〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1-1 岡山市保健福祉会館4階
TEL: 086-803-1273 FAX: 086-803-1772
URL: <http://www.city.okayama.jp/0000004266.html>



長期入院精神障害者の退院支援とピアサポーター

所長 太田 順一郎



年に1回発行する本紙「岡山市こころの健康センターだより」で、「長期入院精神障害者の退院支援」をテーマに選ぶのは、当センターの発足初年度である平成21年、10年目の平成30年に続いて3回目となります。長期入院者の退院支援をテーマにした過去2回の「センターだより」で共通してお伝えしているのは、この取り組みが、当センターのいくつかの事業の中で最も重要であり、早急に取り組みなければならないものである、という私たちの思いでした。

今回のセンターだよりでは、当センターの行っている長期入院者の退院支援活動の中でも、とくにピアサポーターの方々と一緒にしている活動をお伝えしたいと思います。

精神疾患の経験を持つ当事者が、精神保健福祉サービスの実務に携わるピアサポーター活動は、アメリカなど諸外国で以前から行われていましたが、わが国でも2000年頃から全国各地で行われるようになりました。大阪の社会的入院者退院促進事業に始まる一連の「退院促進・地域移行・地域定着支援事業」の実施要綱においてピアサポーターの活用が打ち出されたこともあり、その後を継い

だ「アウトリーチ推進事業」でもピアサポーターを活用する機関が全国で活動を展開しました。

当センターでも、長期入院者の退院支援事業に取り組み中で、当初からピアサポーターとの協働を意識していました。はじめはグループ活動や地域交流会での活動をお願いしていましたが、近年は個別支援の中でもその力を発揮していただけるようになっています。今回のセンターだよりでは実際にピアサポーター活動に携わってくださっているピアサポーターの方々や、その活動を受け入れてくださっている病院職員の方の生の声もお届けしています。

ピアの方々には、その経験に基づいた素晴らしい力があります。当センターでは、今後より一層ピアサポーターの方々と協働を進展させ、地域移行・定着支援事業をはじめ当センターが取り組むさまざまな精神保健活動の中で当事者の力を発揮していただきたいと願っております。



ピアサポーターと一緒に長期入院精神障害者の退院支援を進めています

岡山市における長期入院者の状況

岡山市こころの健康センターでは、市内の精神科病院と協働し、長期入院精神障害者の退院支援に取り組んでいます。岡山市には精神科病院が8病院あり、精神科病床数は令和3年9月30日時点で2,625床となっています。令和3年9月末時点で2,088人の方が入院されていますが、そのうち一年以上入院されている方が831人と約4割を占めており、何らかの理由で長期入院されている方がまだまだおられます。

そこで当センターでは、長期入院精神障害者が安心して生活できる環境づくりを目指して、地域コーディネーターを配置し、入院中からの支援と退院後の支援を行っています。

出典 入院病床数：医療施設動態調査
入院患者数：精神保健福祉資料

ピアサポーターと協働した地域移行・地域定着支援事業

長期入院精神障害者の中には、病院以外での生活がイメージできなかつたり、地域生活に不安を感じていたりするために退院意欲が低下している方もいます。地域コーディネーターが入院中から院内面接や外出支援を行うことで、退院意欲の向上を図っています。

また、ピアサポーターと一緒に病院を訪問したり、外出支援を行うこともあります。

退院後は地域定着を図るため、事業所等と協力して、訪問による生活支援や通院支援なども行っています。



こころの健康センターにおけるピアサポーターの派遣状況

平成21年度以降、年に3~5回のペースでグループ活動や地域交流会にピアサポーターが参加していました。令和元年度に個別支援を行う目的で新たにピアサポーターの公募を行いました。登録されたピアサポーターと個別支援を開始しましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、個別支援活動の休止を余儀なくされました。個別活動休止中も勉強会や広報の検討等を行い、令和4年度から個別支援を再開し、令和5年度は、派遣回数が増加しました。



ピアサポーター、病院職員にインタビューしました



ピアサポーターになったきっかけは？

以前通っていた作業所で誘われて申し込んだんです。なんとなく参加したのが始まりです。



きらめきプラザに貼ってあったチラシを見て。以前からピアサポーターに関心があり、活動したかった。



ピアサポーターとして具体的にどんな活動をしていますか？

病院に行って体験談を話したり、トランプしたり。院外に一緒に買い物に行ったり、本人が食べたいものを聞いて外食もしました。一緒にハンバーガーとか食べましたね。グループホームへの見学も一緒に行きましたよ。



私は病棟のグループ活動に参加して体験談を話しました。入院中の方が7名ぐらい参加していました。あとは研修会に呼んでいただいてピアサポーターの活動について話をしました。



ピアサポーターを始めてよかったことは？

良く話をしてくれた。自分の思いと相手の思いが一致したと感じた時、表情が明るくなっていた。



入院者の方が、段々と身なりに気を付けてくれるようになってくれたり、表情が明るくなったりと良い方向に向かっていくなど感じた時ですね。私でも役に立っているのかなあと嬉しくなります。



あなたにとってピアサポーターとは？

出会いがあってつながることですね。



自分自身のモチベーションを保つこと、やりがいがあることです。専門職と違って共感できることが強みだと思っています。



今の私の仕事ですね。



病院職員さんにお尋ねします。ピアサポーターと会った後の本人の反応はいかがですか？

ピアさんとはよく話をしていますね。約束の日が近づくとピアさんと会えるのを楽しみにしている。話題が広がって、私たち担当職員も知らない本人の様子も知れるのは大きいですね。



病院職員

地域移行支援ピアサポーターを募集しています

こころの健康センターの職員と一緒に市内精神科病院に入院されている方との面接やグループ活動等に同席し、自らの体験を語っていただくなどの活動を行っていただきます。